

# きゃっちぼーる

http://www.maeda-cpa.com/

第 175 号 平成 18 年 1 月 10 日  
前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F  
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 174 回

平成 18 年もついに始まりました。今年はどうな年になるのでしょうか。去年、平成 17 年は景気回復の年であり、中小企業にも少しだけ恩恵がありました。特に日頃から努力（技術を磨き、営業力を強めた）された皆さんは、相当いい業績を上げていただいたものと思っております。

さて、平成 18 年は 3～4 月以降に波乱が来るものと思っています。

○為替レートの変化 ○中国問題 ○アメリカ問題 ○コストインフレと相当大きい変化があるでしょう。

したがって、今年生き抜くことができる会社は

変化を想定し、変化に対応できる会社

であると思っています。

もう今から準備をし始めてください。

人脈を増やし、手を結び、技術力をアップし、原価削減をし、直観力を養い、新しい事業展開を考える等、今まで以上によく勉強して早め早めに対処し、さらに特徴をつけてください。お願いします。

そして本年も前田会計をよろしく願いいたします。  
お互いに大きくなっていきましょう。

## 前田の《今人生を語る》第 81 回

### めざめよ日本人 ②

1. 見る目を養って下さい → 主体性を養うことにもつながります

正しい 政治家 を選ぶ

正しい 先生 を選ぶ

正しい 友 を選ぶ

正しい 従業員 を選ぶ

2. そして慎みは福運を招きます

陰徳を施し、好色酒食を慎み、万物を粗末にせず、儉約を旨として毎日を送って下さい。

あけまして

おめでとうございます

本年もよろしく申し上げます

## IT 投資促進税制

鳥居 功一

原則 今年度(H18.3.31)で期限切れの主な企業減税

- ㉠ IT 投資促進税制
- ㉡ 研究開発促進税制
- ㉢ 中小企業投資促進税制
- ㉣ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例
- ㉤ 留保金課税の特例

上記のうち㉡～㉤については、多少の改正が入り延長される予定です（自民党、平成 18 年度税制改正大綱による）。

今回はこれら期限切れの制度を簡単にまとめましたので、参考として下さい。

なお、適用を受けるためには、一定の明細書の添付が必要です。

### ㉠ IT 投資促進税制

対象者はすべての青色申告法人で、情報通信機器等を取得した場合に、取得価額の 50%相当額の特別償却、又は 10%相当額の税額控除を認める制度  
一定のリースにも適用有り

### ㉡ 研究開発促進税制

対象者は、原則青色申告法人で、損金算入される試験研究費の額がある場合に、一定割合の税額控除を認める制度

### ㉢ 中小企業投資促進税制

対象者は、原則青色申告法人である中小企業者で、新品の機械装置等を取得等した場合に、取得価額の 30%相当額の特別償却、又は 7%相当額の税額控除を認める制度  
一定のリースにも適用有り

### ㉣ 中小企業者等の少額原価償却資産の損金算入の特例

対象者は、青色申告法人である中小企業者等で、取得価額が 30 万円未満である減価償却資産を取得等し、その全額を損金経理したときはこれを認める制度

### ㉤ 留保金課税の特例

前期末自己資本比率が 50%以下等、一定の要件を満たす法人の留保金課税を不適用とする制度